## アイスランドから日本へ渡航する際の陰性証明書の取得について (アイスランド書式の有効性の補足)

令和4年5月17日 在アイスランド日本国大使館

現在、日本政府は新型コロナウイルス感染症に対する水際対策により、日本入国にあたってPCR検査等による陰性証明書の提示を求めています。

アイスランドにおいては、民間の病院等によるPCR検査を規制しており、海外渡航用のPCR検査を受検出来る施設は、レイキャビクに1か所、アークレイリに1か所しか存在しません。検査に際しては事前予約が必要となりますので、<u>こちら</u>のウェブサイトから予約の上、検査を受検してください。

なお、アイスランドから日本へ渡航する際は、日本書式を取得する必要はなく、アイスランド書式のみで航空機への搭乗、日本への入国が可能です。

## 【備考】

アイスランドで発行される陰性証明書には、<u>厚生労働省が掲げる要件</u>のうち、「国籍」 「性別」「結果判明日」「証明書交付年月日」「医療機関陰影」が記載されていません。

しかしながら、「国籍」、「性別」などの人定事項については、パスポート等の身分証明 書と照合して、本人のものと確認できれば足りることとなっています。

「結果判明日」、「証明書交付年月日」については、アイスランド書式には検体採取日時が記載されていることから、検体採取日時が出国72時間前以内であれば、結果判明日及び交付年月日も72時間前以内であることが明白であると判断できます。

「医療機関陰影」については、医師のサインもって陰影が無くとも有効な証明書みなす ことができることとなっています。